

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係

7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 4 月から 22 年 3 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付を猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月から 22 年 3 月まで

私は、申立期間当時は学生であり、寮に届いた申請書を用いて、国民年金保険料の納付について学生納付特例による猶予を申請した。申立期間について、それ以前と同様に毎年申請した覚えがあり、申立期間の保険料の納付が猶予されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、寮に届いていた申請書を用いて国民年金保険料の納付について学生納付特例による猶予を申請したとしているところ、社会保険庁（当時）は、平成 20 年度から、前年度保険料について学生納付特例により納付猶予を承認されており、かつ、あらかじめ届出のあった在学予定期間を終了していない国民年金第 1 号被保険者に対して、学生納付特例の「ターンアラウンド申請書」（基礎年金番号等が印字されたハガキの申請書）の送付を開始し、同年度以降は、一般の申請書（A 4 規格で 2 枚複写の様式）に加え、「ターンアラウンド申請書」を用いた申請が可能となっていたが、申立人は、申請書の体裁について、それまでのものと変わった記憶は無いとしていることから、申立期間に係る申請は一般の申請書を用いたとする主張と考えられる。

また、申立人が申立期間当時に居住した市を管轄していた年金事務所に、申立期間当時に行っていた被保険者に対する保険料の納付等の勧奨状況について確認したところ、一般の学生納付特例申請書を送付する勧奨は行われていなかったとしている上、オンライン記録に、申立人に対して一般の申請書を送付したことを示す事跡は無い。さらに、年金事務所は、被保険者からの申請書等の送付依頼には応じていたとしているが、申立人は、申請書の送付

依頼はしていないとしている。これらのことから、申立期間当時、申立人に対して一般の申請書が送付されたこととはうかがえず、寮に届いていた申請書により猶予の申請を行ったとする申立人の主張とは合致しない。

加えて、申立人が申立期間当時に居住した市の市役所及び年金事務所がそれぞれ保管している国民年金関係書類の受付処理簿にも、申立期間当時、申立人の学生納付特例申請書を受け付けた形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料の納付を学生納付特例により猶予されていたことを示す関連資料（承認通知書、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付を学生納付特例により猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、学生納付特例により納付を猶予されていたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1565 (事案 1196 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 8 月まで

夫が、定年近くなった頃、会社から「専業主婦でも、今一括して保険料を納付すれば過去 15 年間遡り国民年金に加入していたとみなされる」と知らされ、支給されたボーナスの中から現金 16 万円を会社の事務員に手渡し手続を依頼したので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、預り証及び出納簿の写しを提出するとともに口頭意見陳述時にはこれらの原本も提示していたところ、同出納簿の昭和 49 年 12 月 6 日の欄に「ボーナス 254 万 (手取り 187 万) うち 16 万 年金遡及」との記載があることから、この頃金銭の授受があったことはうかがえるが、預り証を見ると、申立期間の保険料として支払ったとする金額 (16 万円) は確認できるものの、国民年金保険料を預かったとする記載は無いこと、ii) 申立人の夫が事業所の者に何らかの費用を預けた後に事務員を通じて年金手帳の交付は無く、その後改めて申立人自身で加入手続をしているなど、加入経緯に不合理な点があること、iii) 申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入については任意加入となり、制度上、任意加入となる期間について遡及して国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料を遡って納付することはできないこと、iv) 申立人の夫は、申立人の保険料として、金銭を預けた後に、市の領収印が押された紙を見たと述べているが、申立期間当時に申立人が居住していた市は、特例納付に係る保険料を取り扱っていなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 6

日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立てに係る意見陳述の際、その夫が持参し、委員会出席者全員がその記載内容を確認した出納簿の原本のとおり保険料を納付したことは明らかであり、第三者委員会の基本方針でも「一応確からしい」場合には記録訂正を認めるとされていることから、記録が訂正されないことに納得がいかないとして申立てを行っている。

しかし、当委員会においては、年金記録確認第三者委員会の基本方針（「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」）にも定められている委員会発足当初からの判断基準である「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」に照らして判断を行っているところ、前回の申立てについては、上記当初決定の判断理由から、明らかに不合理ではないとすることはできなかったものであり、また、同基本方針では、本件のような特例納付に係る申立てに関して、当時の家計簿等に特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されているような場合でも、制度上納付が困難な事情があるものについては、記録訂正を認める方向で検討するものからは除外しており、上記当初決定の判断理由のiii)がこれに該当すると考えられるなど、今回の申立人の主張は、年金記録の訂正は必要でないとした当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から同年12月まで

私は、平成9年2月の終わり頃に祖父から送られた手紙に添付されていた国民年金に関する新聞記事等の切り抜きを見て、市役所に赴き保険料を遡って納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年2月の終わり頃に祖父から送られた手紙を見て、市役所へと赴き、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと述べているところ、この時点で申立期間は既に時効であり、遡って保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等から、平成8年7月頃初めて行われた国民年金加入手続により同年2月に国民年金被保険者資格を取得したとされていたが、9年3月3日に行われた事務処理により申立期間に係る被保険者資格の得喪が遡って追加されたことがオンライン記録から確認でき、このことは、申立人が同年2月の終わり頃近く市役所へと赴き、遡って保険料を納付したと述べていることとも符合する上、その時、保険料を納付することができたのは、オンライン記録どおり、その時点で時効前であった申立期間直後の7年1月から同年3月までの3か月分であったとみられるなど、申立期間の保険料が未納とされている年金記録に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間の保険料が納付されたことはいかなる上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1567

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、会社を退職し、結婚の準備をしていたところ、自宅に通知書が届いたことから昭和 53 年 3 月頃に、申立期間の保険料を市役所の国民年金担当の窓口でまとめて納付した。年金手帳は、既に結婚が決まっていたので婚姻後の氏名及び住所で作成してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 3 月頃、市役所の国民年金担当の窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から同年 11 月 17 日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続を行ったものとみられる。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記加入手続時点で、申立期間は時効前であり、保険料を遡って納付することは可能であったが、申立人は、まとめて納付した保険料の金額の記憶は無い上、過年度に当たる申立期間の保険料を現年度保険料のみ扱う市が収納することはできず、申立人の主張から、申立人が申立期間の保険料を遡って納付したことも推認し難い。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険

料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に加入して以来、付加保険料も合わせて国民年金保険料を納付してきた。申立期間について国民年金の被保険者資格を喪失したととされているが、資格の喪失を申し出た覚えは無く、申立期間の保険料は夫の預金口座からの振替により納付していたはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入被保険者資格の喪失を申し出た記憶は無いと述べているところ、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）から、昭和 58 年 6 月 12 日付けで被保険者資格を喪失したことが確認でき、同日以降、国民年金保険料の納付を求められることは無かったと考えられる。

また、申立人が、申立期間当時、国民年金に任意加入していたとすると、当時の事務処理として、昭和 61 年 4 月の改正法施行に備え「国民年金任意加入被保険者現況届出書」を同年 1 月末日までに提出することにより、同年 4 月から第 3 号被保険者とされ、同年 5 月には「国民年金第 3 号被保険者該当通知書」が送付されていたものと考えられるところ、申立人は、これらについての記憶は無いとしている上、オンライン記録から、同年 7 月 22 日付けで同年 4 月から第 3 号被保険者となる事務処理が行われたことが確認できることから、申立人は、上記改正法施行に備えた事務処理の対象となる任意加入被保険者ではなかった（未加入であった）ことがうかがわれ、58 年 6 月 12 日付けで被保険者資格を喪失したとされていることとも符合している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 9 月までの期間、平成 2 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から同年 9 月まで
② 平成 2 年 8 月及び同年 9 月

私は、退職の都度、市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が平成 7 年 8 月 21 日付けで国民年金被保険者資格を取得したことに伴い、同年 9 月頃に払い出されたものであり、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して上記とは別の同記号番号が払い出されていたと考えられるが、別の同記号番号が払い出されたことはうかがえず、申立期間について申立人が国民年金に加入していたものとは推認し難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 7 年 9 月の時点で、申立期間は既に時効であり、遡って国民年金保険料を納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人の所持する年金手帳に、申立人が申立期間について被保険者資格を有していたことを示す記載は無い上、申立人が申立期間に居住した市の電算記録でも、申立期間は国民年金に未加入とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1570

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、全額免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間の保険料は半額を免除されているが、前後の期間は保険料を全額免除されており、申立期間だけ半額の免除を申請するわけもないので、申立期間の保険料が全額免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の平成 14 年 7 月から 15 年 6 月までの期間の国民年金保険料について全額免除の承認を受けているので、申立期間についても全額免除の承認基準を満たしていたはずであると述べているところ、保険料免除の承認に当たっては、被保険者、配偶者及び世帯主の前年の所得金額が一定額以下である必要があり、申立期間に係る保険料の免除が申請された 14 年 5 月頃、申立人は就業しておらず、前年も所得は無かったと考えられるが、この当時の申立人世帯の世帯主であった申立人の父は在職であり、オンライン記録から確認できる標準報酬月額から推測されるその父の前年の所得金額は、全額免除の承認基準を満たしていなかったと考えられるが、半額免除の承認基準は満たしていたと考えられ、申立期間の保険料は半額を免除されたものと推認できる。

また、上記の申請とは別に、平成 14 年 8 月にも免除の申請があり、同申請に基づき同年 7 月から 15 年 6 月までの保険料は全額免除されたことがオンライン記録から確認できるところ、この時点で、先の申請時点で在職であった申立人の父は退職していたことから、特例免除の要件（失業を理由とするもの）に該当し、申立期間後については、全額免除の承認基準を満たす状態となったものと考えられる。

さらに、当時の制度上、保険料の免除が承認された場合、免除の申請のあ

った日の属する月の前月から社会保険庁長官（当時）の指定する月（原則は翌年6月）まで保険料を免除することとされていたことから、平成14年8月の免除申請に対して、申立期間の保険料を遡って全額免除とすることはできなかつたと考えられ、申立期間の保険料が同年5月の申請に基づき半額を免除され、同年8月の申請に基づき同年7月から15年6月までの保険料は全額免除されていることに不自然さは無い。

加えて、申立期間の保険料が全額免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料が全額免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。